

「個人住民税(市・県民税)に関する事務 全項目評価書(案)」
 についてのパブリックコメント実施結果

市川市 財政部 市民税課

○実施期間

令和3年10月16日(土)～令和3年11月15日(月)の31日間

○ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

- | | | |
|--------------------|----|----|
| ① インターネット | 1人 | 2件 |
| ② ファクシミリ | 0人 | 0件 |
| ③ 市民税課への提出(持参) | 0人 | 0件 |
| ④ 市政情報コーナー(中央図書館等) | 0人 | 0件 |
| ⑤ 郵送 | 0人 | 0件 |

○ご意見への対応

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ① ご意見を踏まえ、修正するもの | 1件 |
| ② 今後の参考とするもの | 0件 |
| ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの | 1件 |
| ④ その他(本評価書そのものに対するご意見でないもの等) | 0件 |

○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	「地方電子化協議会」とは地方公共団体情報システム機構のことを指すのか。	現在における地方税共同機構を指しています。地方税共同機構は地方税電子化協議会が平成31年4月1日に解散し、新たに発足した組織です。評価書内の組織名称を訂正いたします。	①
	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)による特定個人情報ファイルの提供にあたっては、当該電子記録媒体の取扱いに関する評価はおこなっているか。また、当該電子記録媒体へのアクセス権は制限されているのか。	電子記録媒体の授受及び情報出力についてはその都度記録を取り管理しています。また、当該媒体へのアクセスは、許可されたもののみが行えるようになっております。	③